

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

女性のための相談支援センター	2
福島学園	3
県立乳児院	4
総合療育センター	5
大笹生学園	6
ばんだい荘あおば・わかば	7
太陽の国ひばり寮	9
太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘	10
太陽の国関連施設（太陽の国クリニック等）	11

福島県保健福祉部

令和8年2月4日

## はじめに

県立社会福祉施設のあり方見直しについては、平成16年2月の県社会福祉審議会（以下、「審議会」という。）の意見具申を踏まえ、同年3月に「県立社会福祉施設（入所）のあり方見直しについて」を策定し、民間への移譲や指定管理制度の導入など見直しに取り組んできた。

この見直しから10年余りが経過した後、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢の変化や、新たな課題等を踏まえ、平成28年10月に審議会から意見具申があり、これを受け平成30年2月に工程表を策定した。以来、工程表に基づいて見直しを進めることで、行政サービスの維持・向上に努めてきた。

工程表において、見直しの期間を令和7年度までとしていたことから、次の10年間を見据えた県立社会福祉施設のあり方について、令和6年12月、審議会から県へ意見具申がなされた。これを受け、令和7年3月、県の基本的な考え方として「県立社会福祉施設のあり方見直しについて（対応方針）」をまとめた。

この対応方針において、各施設の課題解決に向け、個人の尊重と権利擁護の推進といった視点の下、人口減少の局面において期待される行政の役割を果たすべく、県立社会福祉施設のあり方を見直していく方向性を掲げたところであり、今般、あり方見直しに係る具体的な手順、方策、時期等を定めた工程表を策定する。

今後はこの工程表に基づき進行管理を随時実施していくとともに、実行状況を審議会に報告していく。

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	女性のための相談支援センター		(担当課：児童家庭課 )					
制 度	措置等	施設種別	女性相談支援センター（相談、一時保護） 女性自立支援施設（措置）	現運営形態				
<b>県社会福祉審議会の意見具申 (R6. 12. 3)</b>								
<p>本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。</p> <p>また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により支援対象が定義されたことを踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援を充実させるため、多様化・複雑化した課題に対応できるよう、一層の支援スキル向上を図る必要がある。</p>								
<b>県の対応方針 (R7. 3. 24)</b>								
<p>本施設は、法定必置機関であり、今後も県立施設として運営していく。</p> <p>また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により支援対象が定義されたことを踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援を充実させるため、多様化・複雑化した課題に対応できるよう、一層の支援スキル向上を図っていく。</p>								
<b>見直しの方向性（目標）</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化・複雑化した困難な問題を抱える女性の課題に対応できるよう支援スキルの向上を図る。</li> </ul>								
<b>工程表</b>								
実施項目	具体的な作業		実施時期					
1 支援スキルの向上	(1) 困難な問題を抱える女性への支援を充実させるため、研修を実施する。 (2) 困難な問題を抱える女性への支援方法等について、専門家による助言を受ける。		令和7年度～					
<b>特記事項等</b>								
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に基づく県の法定必置機関								

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	福島学園				(担当課：児童家庭課 )
制 度	措置	施設種別	児童自立支援施設	現運営形態	県直営
<b>県社会福祉審議会の意見具申 (R6. 12. 3)</b>					
<p>本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。</p> <p>また、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所や医療機関と連携しながら、支援体制を整える必要がある。</p> <p>あわせて、計画的な施設の修繕や設備等の更新を行い、生活環境の改善を進めていく必要がある。</p>					
<b>県の対応方針 (R7. 3. 24)</b>					
<p>本施設は、法定必置機関であり、今後も県立施設として運営していく。</p> <p>また、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所や医療機関と連携しながら、支援体制を整えていく。</p> <p>あわせて、計画的な施設の修繕や設備等の更新を行い、生活環境の改善を進めていく。</p>					
<b>見直しの方向性（目標）</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援の充実に取り組む。</li> <li>計画的な施設の修繕や設備等の更新により、生活環境の改善を図る。</li> </ul>					
<b>工程表</b>					
	実施項目	具体的な作業			実施時期
1	虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援の充実	引き続き児童相談所や医療機関等と連携して児童の自立支援計画を作成し、計画に基づき必要な支援を行う。			令和7年度～
2	生活環境の改善	修繕や設備等の更新が必要な箇所について、計画的に整備し、生活環境を改善していく。			令和7年度～
<b>特記事項等</b>					
児童福祉法施行令第36条に基づく県の法定必置機関					

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	県立乳児院			(担当課：児童家庭課 )				
制 度	措置	施設種別	乳児院	現運営形態	指定管理者制度			
県社会福祉審議会の意見具申 (R6. 12. 3)								
指定管理者制度による運営に向けた手続を引き続き適切に行っていく必要がある。 なお、令和2年3月に公表した「新たな乳児院に係る基本構想」を踏まえ、指定管理者制度移行から10年後を目途に民間移譲に向けた検討を進めていく必要がある。								
県の対応方針 (R7. 3. 24)								
若松乳児院を廃止の上、県立乳児院を新たに設置し、指定管理者制度による運営を適切に行っていく。 なお、令和2年3月に公表した「新たな乳児院に係る基本構想」を踏まえ、指定管理者制度移行から10年後を目途に民間移譲に向けた検討を進めていく。								
見直しの方向性（目標）								
<ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者制度による新たな県立乳児院の運営を適切に行う。</li><li>・民間移譲に向けた検討を進めていく。</li></ul>								
工程表								
	実施項目	具体的な作業			実施時期			
1	指定管理者制度による施設運営	「新たな乳児院に係る基本構想」に沿って、指定管理者制度により乳児院を適切に運営する。			令和7年度～			
2	民間移譲に向けた検討	指定管理による運営の状況を確認し、民間移譲に向けた検討を行う。			令和7年度～			
特記事項等								
令和7年4月1日開所								

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	総合療育センター				(担当課 : 児童家庭課 )
制 度	契約・措置	施設種別	医療型障害児入所施設 (主たる対象:肢体不自由児)	現運営形態	県直営
県社会福祉審議会の意見具申 (R6. 12. 3)					
<p>本県の療育体制の中核機関としての機能を強化しながら、引き続き、県立施設として運営していく必要がある。</p> <p>また、地域療育体制を支援する拠点機関として、専門性向上のための研修等により、地域での支援体制の充実に取り組む必要がある。</p> <p>あわせて、施設や医療機器・設備の老朽化への対応として、計画的な施設の修繕や設備等の更新を進める必要がある。</p>					
県の対応方針 (R7. 3. 24)					
<p>本県の療育体制の中核機関としての機能を強化しながら、引き続き、県立施設として運営していく。</p> <p>また、地域療育体制を支援する拠点機関として、専門性向上のための研修等を行い、地域での支援体制の充実に取り組んでいく。</p> <p>あわせて、施設や医療機器・設備の老朽化への対応として、計画的な施設の修繕や設備等の更新を進めていく。</p>					
見直しの方向性（目標）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、今後も県立施設として運営していく。</li> <li>医療従事者等に対しては、どの地域でも一定の水準の発達障がいの診療、対応ができるよう研修等を実施し、地域での療育の充実につながる取組みを行っていく。</li> <li>また、施設や医療機器・設備の老朽化へ対応するため、緊急性及び必要性を見極めながら、施設の修繕及び設備等の更新を進めていく。</li> </ul>					
工程表					
	実施項目	具体的な作業			実施時期
1	地域での支援体制の充実	専門性向上のための研修等を実施する。			令和7年度～
2	施設・設備の老朽化対応	施設及び医療機器等設備の老朽化が進行しているため、施設の維持補修や設備の更新などを計画的に進める。			令和7年度～
特記事項等					

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	大笹生学園			(担当課：児童家庭課 )	
制 度	契約・措置	施設種別	福祉型障害児入所施設 (主たる対象：知的障がい児)	現運営形態	県直営
県社会福祉審議会の意見具申 (R6. 12. 3)					
<p>県内の障害児入所施設の入所率が低下していることから、民間施設も含めて県全体の需要を見極めながら、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方を慎重に検討していく必要がある。</p> <p>また、専門性の高い処遇を必要とする児童への対応については、児童相談所や医療機関等と連携しながら、支援体制を整える必要がある。</p>					
県の対応方針 (R7. 3. 24)					
<p>県内の障害児入所施設の入所率が低下していることから、民間施設も含めて県全体の需要を見極めながら、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方を慎重に検討していく。</p> <p>また、専門性の高い処遇を必要とする児童への対応については、児童相談所や医療機関等と連携しながら、支援体制を整えていく。</p>					
見直しの方向性（目標）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化に伴う児童数の減少や在宅ニーズの高まりにより、地域の障害児通所支援事業所等での受け入れが進んできたことなど、障害児入所施設を取り巻く環境が変化していることから、県全体の需要を見極めるとともに、民間施設の運営法人との意見交換を踏まえつつ、慎重に運営のあり方を検討していく。</li> <li>専門性の高い処遇を必要とする児童に対応するため、児童相談所や医療機関等と連携するとともに、専門研修の受講等により職員のスキルアップを図り、サービスの質的向上につながるよう支援体制を整えていく。</li> </ul>					
工程表					
実施項目	具体的な作業			実施時期	
1 指定管理者制度への移行等の検討	県内の障害児入所施設の入所率が低下していることから、民間施設も含めて県全体の需要を見極めながら、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方を検討する。			令和7年度～	
2 運営のあり方について	上記1を踏まえ、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方について整理する。			令和8年度～ 9年度頃	
3 支援体制の整備	児童相談所や医療機関等と連携しながら、支援体制の整備を図る。			令和7年度～	
特記事項等					

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	ばんだい荘あおば・わかば			(担当課：障がい福祉課)	
制 度	介護給付 契約・措置	施設種別	障害者支援施設 福祉型障害児入所施設	現運営形態	指定管理
福島県社会福祉審議会の意見具申 (R6. 12. 3)					
<b>1 ばんだい荘あおば</b>					
専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。 また、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく必要がある。					
<b>2 ばんだい荘わかば</b>					
入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定員数について検討を進める必要がある。 また、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。 さらに、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく必要がある。					
県の対応方針 (R7. 3. 24)					
<b>1 ばんだい荘あおば</b>					
専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。 また、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく。					
<b>2 ばんだい荘わかば</b>					
入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定員数について検討を進めていく。 また、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。 さらに、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく。					
見直しの方向性（目標）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇困難者の受け入れなどセーフティネットの役割を果たすとともに、安全確保の観点から必要な修繕を実施しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく。</li> <li>・また、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。</li> <li>・なお、ばんだい荘わかばについては、入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、定員に係る必要な見直しを行っていく。</li> </ul>					

工程表			
	実施項目	具体的な作業	実施時期
1	施設の課題等について検討	<p>施設の課題や実情を踏まえながら、適切な定員数について検討を進める。</p> <p>また、専門的なケアを充実させるための体制について検討を進める。</p>	令和7年度～ 令和7年度～
2	検討結果を踏まえた対応	<p>ばんだい荘わかばについて、福島県児童福祉施設条例を改正し、定員を30名とする。</p> <p>また、専門的なケアを充実させるための体制を構築し、引き続き適正に管理を行っていく。</p>	令和8年度～ 令和7年度～
3	指定管理者の選定	令和13年度以降の指定管理者を選定する。	令和12年度

特記事項等

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	太陽の国ひばり寮			(担当課：障がい福祉課)						
制 度	介護給付	施設種別	障害者支援施設	現運営形態	指定管理					
<b>福島県社会福祉審議会の意見具申 (R6. 12. 3)</b>										
<p>引き続き身体障がい者の県立施設（指定管理施設）として運営し、居室等のスペースが十分に確保されていない建物については、入所生活における個人の尊重を図るため、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した施設の大規模改修等を進める必要がある。</p> <p>また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。</p>										
<b>県の対応方針 (R7. 3. 24)</b>										
<p>引き続き身体障がい者の県立施設（指定管理施設）として運営し、居室等のスペースが十分に確保されていない建物については、入所生活における個人の尊重を図るため、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した施設の大規模改修等について検討を進めていく。</p> <p>また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。</p>										
<b>見直しの方向性（目標）</b>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>築40年以上が経過し、建物の老朽化が著しく、居室等が狭く十分なスペースが確保されていないため、利用者が安全に安心して生活できる生活環境の整備が必要となっていることから、建替を進めていく。</li> <li>広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、専門的なケアをさらに充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。</li> </ul>										
<b>工程表</b>										
実施項目	具体的な作業			実施時期						
1 太陽の国実行計画の策定	(1) 現状や課題を踏まえ、施設整備の基本的な考え方、整備場所及び施設配置、事業実施スケジュール等について検討する。 (2) 上記の検討結果を踏まえ、実行計画に記載する。			令和7年度	令和7年度					
2 太陽の国実行計画の推進	(1) スケジュールに基づき建替を実行する。 (2) 旧施設を解体する。			令和8年度～						
3 指定管理者の選定	令和13年度以降の指定管理者を選定する。			令和12年度						
<b>特記事項等</b>										
ひばり寮 昭和58年築・昭和59年開所										

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘			(担当課：障がい福祉課)	
制 度	介護給付	施設種別	障害者支援施設	現運営形態	指定管理
<b>福島県社会福祉審議会の意見具申 (R6. 12. 3)</b>					
<p>引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設（指定管理施設）として位置付け、入所者的人格・人権等の尊重を第一として運営するとともに、高齢化・重度化に対応したケアを提供していく必要がある。</p> <p>また、かえで荘については、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した建替等を進めていく必要がある。</p>					
<b>県の対応方針 (R7. 3. 24)</b>					
<p>引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設（指定管理施設）として位置付け、入所者的人格・人権等の尊重を第一として運営するとともに、高齢化・重度化に対応したケアを提供していく。</p> <p>また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。</p> <p>なお、かえで荘については、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した建替等について検討を進めていく。</p>					
<b>見直しの方向性（目標）</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、利用者の高齢化や重度化に対し、より適切な処遇を提供するための対応について検討を進める。</li> <li>・かえで荘については、築45年以上が経過し、建物の老朽化が著しく、居室等が狭く十分なスペースが確保されていないため、利用者が安全に安心して生活できる生活環境の整備が必要となっていることから、建替を進めていく。</li> </ul>					
<b>工程表</b>					
	実施項目	具体的な作業	実施時期		
1	太陽の国実行計画の策定	(1) かえで荘については、現状や課題を踏まえ、施設整備の基本的な考え方、整備場所及び施設配置、事業実施スケジュール等について検討する。 (2) 上記の検討結果を踏まえ、実行計画に記載する。	令和7年度	令和7年度	
2	太陽の国実行計画の推進	(1) スケジュールに基づき建替を実行する。 (2) 旧施設を解体する。	令和8年度～		
3	指定管理者の選定	令和13年度以降の指定管理者を選定する。	令和12年度		
<b>特記事項等</b>					
けやき荘 令和4年築・令和5年開所（旧施設：昭和49年築・開所）					
かしわ荘 令和6年築・令和7年開所（旧施設：昭和50年築・開所）					
かえで荘 昭和55年築・開所					

## 県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	太陽の国関連施設（太陽の国クリニック等）				(担当課：保健福祉総務課)
制 度	医療	施設種別	有床診療所 他	現運営形態	指定管理
福島県社会福祉審議会の意見具申（R6.12.3）					
<b>1 太陽の国クリニック</b>					
太陽の国施設入所者が安心して生活するためには、定期的・継続的な健康管理を行い、迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要である。引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模についての見直しを継続する必要がある。					
また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくとともに、クリニックの役割を踏まえた上で、施設の老朽化に対応するための大規模改修等を進める必要がある。					
<b>2 太陽の国交流センター</b>					
宿泊機能廃止後の利用状況や現状のニーズを踏まえ、交流センターの機能や役割について、他施設での代替可能性を含めて検討していく必要がある。					
検討結果を踏まえ、施設機能が他の施設で代替可能な場合は、計画的に施設を廃止していく必要がある。					
<b>3 その他の施設</b>					
<input type="radio"/> <b>勤労身体障がい者体育館</b>					
将来的に大規模修繕や建替が必要になるまでは、障がい児者や関係者が利用しやすい施設として、安全性を確保しながら、引き続きその役割を果たしていく必要がある。					
また、新規利用者の獲得のため、地域への効果的な周知広報を検討していく必要がある。					
<input type="radio"/> <b>管理センター</b>					
管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討し、計画的に修繕していく必要がある。					
<input type="radio"/> <b>給食センター・洗濯センター</b>					
現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど運営の効率性を検証しつつ、入所者の生活の質に直結するサービスであることを考慮した上で、今後の方向性を検討する必要がある。					
<input type="radio"/> <b>終末処理場、エネルギーセンター</b>					
計画的に廃止等していく必要がある。					

## 県の対応方針 (R7.3.24)

### 1 太陽の国クリニック

太陽の国施設入所者が安心して生活するためには、定期的・継続的な健康管理を行い、迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要である。引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模についての見直しを継続していく。

また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくとともに、クリニックの役割を踏まえた上で、施設の老朽化に対応するための大規模改修等について検討を進めていく。

### 2 太陽の国交流センター

宿泊機能廃止後の利用状況や現状のニーズを踏まえ、交流センターの機能や役割については、他施設で代替が可能となっている状況を考慮し、施設の廃止を検討する。

### 3 その他の施設

#### ○ 勤労身体障がい者体育館

将来的に大規模修繕や建替が必要になるまでは、障がい児者や関係者が利用しやすい施設として、安全性を確保しながら、引き続きその役割を果たしていく。

また、新規利用者の獲得のため、地域への効果的な周知広報を検討していく。

#### ○ 管理センター

管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討し、計画的に修繕していく。

#### ○ 給食センター・洗濯センター

現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど運営の効率性を検証しつつ、入所者の生活の質に直結するサービスであることを考慮した上で、今後の方向性を検討する必要がある。

#### ○ 終末処理場、エネルギーセンター

計画的に廃止等していく必要がある。

## 見直しの方向性（目標）

### 【太陽の国クリニック】

- ・医師を始めとした医療従事者の確保を図る。
- ・施設が老朽化していることに加え、診察室やトイレが現在の利用実態に適合していないことから、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、必要な規模や機能等、今後のあり方の検討を行い、施設の建替を実施する。

### 【太陽の国交流センター】

- ・施設を廃止し、廃止後は速やかに解体を行う。

### 【その他の施設】

- ・各施設の役割等について検討を行い、適切に管理運営を行う。

工程表			
	実施項目	具体的な作業	実施時期
1	太陽の国実行計画の策定	<p>【太陽の国クリニック】</p> <p>(1)クリニックの必要な規模や機能の検討を行う。</p> <p>(2)上記の検討結果を踏まえ実行計画に記載する。</p> <p>【太陽の国交流センター】</p> <p>福島県社会福祉施設太陽の国条例を改正し、令和7年度末をもって廃止とする。</p> <p>【その他の施設】</p> <p>(1)各施設の役割等について検討を行う。</p> <p>(2)上記の検討結果を踏まえ実行計画に記載する。</p>	令和7年度 令和7年度  令和7年度  令和7年度
2	太陽の国実行計画の推進	<p>【太陽の国クリニック】</p> <p>(1)医師確保に取り組む。</p> <p>(2)スケジュールに基づき建替を実行する。</p> <p>【太陽の国交流センター】</p> <p>施設の廃止を踏まえ、解体を行う。</p> <p>【その他の施設】</p> <p>引き続き適正に管理を行っていく。</p>	令和7年度～ 令和8年度～  令和8年度～  令和7年度～
3	指定管理者の選定	令和13年度以降の指定管理者を選定する。	令和12年度

特記事項等
<p>クリニック 昭和56年築・昭和57年開所            交流センター 昭和54年築・開所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤労身体障がい者体育館、管理センター、給食センター、洗濯センターについては、引き続き適切に管理しながら、有効に活用していく。</li> <li>終末処理場、エネルギーセンターについては、計画的に廃止等していく。</li> </ul>